

答 申 第 8 2 号

平成15年11月6日

神 戸 市 長

矢 田 立 郎 様

神戸市情報公開審査会

会長 真 砂 泰 輔

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について

(答 申)

平成14年8月21日付神都区清第297号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「仮換地指定通知書（平成4年12月16日付神都区東河西第234号）に係る地権者と神戸市職員との交渉記録」の公文書を保有していないことによる非公開決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

「仮換地指定通知書（４年１２月１６日付の神都区東河西第２３４号）に係る地権者と神戸市職員（東部都市改造課）との交渉記録（復命書）」の請求について、実施機関が請求の趣旨に該当する公文書を保有していないとして非公開とした決定には、理由がある。

2 異議申立ての趣旨

（１）異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づいて、以下の公開請求をした。

「神戸国際港都建設事業河原地区土地区画整理事業（西工区）に関する次に記載の文書、基準等

1 仮換地処分に係る

減歩計算基準

仮換地指定通知書（４年１２月１６日付の神都区東河西第２３４号）に係る地権者と神戸市職員（東部都市改造課）との交渉記録（復命書）

西工区における平均減歩率の計算書

土地区画整理審議会の１３．６．２７における議事録

2 換地権利価格に係る

従前の土地及び換地処分後の土地に係る権利価格の計算基準

土地評価の補正率表（間口狭小補正率、がけ地補正率、不整形補正率等）

路線価指数表（従前土地及び換地処分後の土地）」

（２）市長（以下「実施機関」という。）は、請求、～について、

ア 河原西地区換地設計基準

イ 河原地区土地区画整理事業事業計画書（平成１３年６月１日）

ウ 第３９回神戸国際港都建設事業河原地区西工区土地区画整理審議会議事録

エ 河原西地区（西工区）土地区画整理事業土地評価基準

オ 路線価指数一覧表

を特定し、ア、イ、エ、オを公開、ウを部分公開とした。

また、実施機関は、請求について、公文書を保有していないことによる非公開の決定（以下「本件決定」という。）を行った。

（３）これに対し、申立人は、本件決定を取り消し、不存在とされた請求の文書（以下「本件交渉記録」という。）の公開を求める異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。

3 申立人の主張

申立人の主張を、平成14年8月2日付けの申立書、同年12月18日付けの意見書、平成15年5月19日における意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 先ず公文書として作成していないとしているが、公権力者が申立人の所有権を一方的にただ然に召し上げる作業の記録であるから当然に公文書である。
- (2) 次に当初から申立人と神戸市の担当職員及びその組織上の上司との当該記録は一切ない旨を断言しているが、政令指定都市である神戸市が行政上、他の自治体に存在する記録がないことは俄に信じ難いことである。
- (3) 本件は単に「地権者と神戸市職員との交渉記録」の公文書を保有していないことによる非公開決定処分とあるが、申立人が情報公開を求めたのは、交渉記録（復命）と当初から明記しているにも拘らず、この「復命」の記載を除いている誤りがある。
故に、神戸市長は、この重要である復命について詳しく説明する責任がある。
- (4) 実施機関が本件交渉記録についてないとする理由は、件数が膨大であるとのことだが、具体的な事実説明がない。なぜ文書がないのか。膨大であるというが、何がどう膨大であるのか。忙しければ省略してもよいのか。交渉ごとの判断や結果は職員がそのときの気分で決定しているのか。組織として地権者と交渉しているのではないか。
- (5) 交渉記録は、難航物件について作成しているとのことだが、これについても具体的説明が何も無い。難航物件の定義、いつ、誰が、どのような根拠を持って難航物件として決定したのか聞いているが、全く無視。難航物件は、一職員のちょっとした気分で、あるいは直属の上司で決まってしまうものなのか。
- (6) 交渉内容や経過など、直属の上司に組織の一員として復命し、記録する必要はないのか。神戸市はかりそめにも政令指定都市である。

4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成14年11月18日付けの理由説明書、平成15年3月28日における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 河原地区西工区について、山手幹線、神若線等5つの都市計画道路を整備し、都市計画公園、区画道路等を整備し、そのことにより地区内住民の生活環境の改善及び宅地の利用増進を図るため、昭和55年7月に土地区画整理事業に着手した。
- (2) 土地区画整理法98条1項では、換地計画に基づき換地処分を行うために必要がある場合等において、施行地区内の宅地について仮換地を指定することができる旨規定されている。
本市では、仮換地の指定にあたっては、仮換地の位置や地積、形状等を換地設計基準に基づき、権利者に説明を行っている。
- (3) 昭和55年以降、仮換地の指定にあたり、各権利者に説明を行ったが、権利者全員について交渉記録を作成したわけではない。その理由は、権利者の数が膨大であったこと、説明内容が一般的な区画整理及び仮換地のしくみ、個々の宅地の位置・地積等に関する(2)の基準に基づく内容であったことから、仮換地指定の事務を効率的に進めるため、各権利者ごとに交渉記録を作成せず、主に交渉が難航して事業の進捗に支障が予想されるものについて交渉記録を作成したためである。
申立人とも仮換地指定にあたって、面談を行ったが、交渉難航物件ではなかったため、交渉記録は作成していない。
- (4) 以上のことから、本件請求に対する文書が存在しないとして、本件決定を行ったものである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立てについて

ア 本件申立ては、申立人が

「仮換地指定通知書（4年12月16日付の神都区東河西第234号）に係る地権者と神戸市職員（東部都市改造課）との交渉記録（復命書）」

の公開請求（以下「本件請求」という。）をしたのに対し、実施機関が、該当する文書が存在しないとして公文書を保有していないことによる非公開の決定をしたことに関わるものである。

イ 本件について、申立人は、3の申立人の主張にもあるように異議申立書、意見書、陳述において次のように主張している。

公文書として作成していないとしているが、公権力者が申立人の所有権を一方的にただ同然に召し上げる作業の記録であるから記録がないことは俄に信じ難いことである。

申立人が情報公開を求めたのは、交渉記録（復命）と当初から明記しているにも拘らず、この「復命」の保有について記載を除いている誤りがある。

実施機関が本件交渉記録をないとする理由は、件数が膨大であるとのことだが、具体的な事実説明がない。交渉記録は、難航物件について作成しているとのことだが、これについても具体的説明が何もない。

ウ 本件について、実施機関は、4の実施機関の主張にもあるように次のように主張している。

昭和55年以降、仮換地の指定にあたり、各権利者に説明を行ったが、権利者全員について交渉記録を作成したわけではない。

その理由は、権利者の数が膨大であったこと、また、説明内容は、一般的な区画整理及び仮換地のしくみや、個々の宅地の位置・地積等については換地設計基準に基づく内容であったことから、仮換地指定事務を効率的に進めるため、各権利者ごとに交渉記録を作成せず、主に交渉が難航して事業の進捗に支障が予想されるものについて交渉記録を作成したためである。

申立人とも仮換地指定にあたって、面談を行ったが、交渉難航物件ではなかったため、交渉記録は作成していない。

エ 以上から、本件の争点は、申立人が公開請求をした「仮換地指定通知書（4年12月16日付の神都区東河西第234号）に係る地権者と神戸市職員（東部都市改造課）との交渉記録（復命書）」（以下「本件交渉記録」という。）の存否である。

オ なお、申立人は、本件交渉記録のほか同一の請求書で、以下の公開請求をした。

「 減歩計算基準

仮換地指定通知書（4年12月16日付の神都区東河西第234号）に係る地権者と神戸市職員（東部都市改造課）との交渉記録（復命書）

西工区における平均減歩率の計算書

土地区画整理審議会の13.6.27における議事録

従前の土地及び換地処分後の土地に係る権利価額の計算基準

評価の補正率表（間口狭小補正率、がけ地補正率、不整形補正率等）

路線価指数表（従前土地及び換地処分後の土地）」

これに対し、実施機関は、

ア 河原西地区換地設計基準

イ 河原地区土地区画整理事業事業計画書（平成13年6月1日）

ウ 第39回神戸国際港都建設事業河原地区西工区土地区画整理審議会議事録

エ 河原地区（西工区）土地区画整理事業土地評価基準

オ 路線価指数一覧表

を特定し、ア、イ、エ、オを公開、ウを部分公開とする決定を行った。ア～オについての決定については、異議申立てはなされていない。

カ 以下、本件争点について検討する。

（2）本件交渉記録の存否について

ア 審査会は、実施機関に対し交渉記録の作成の基準等について事情聴取を行った。

（ア）実施機関によれば、河原地区は道路が狭小で私道が多く、屈曲し、また家屋が密集し、公園緑地等もない状況であった。そのため、土地区画整理事業を実施し、都市計画道路、区画道路、都市計画公園等を整備することが急務であった。

（イ）河原地区の土地区画整理事業は、施行区域を東西に分け、昭和55年に事業着手した。昭和55年7月以降、関係権利者に事業の内容、仮換地のしくみ、仮換地の位置、地積、形状等について換地設計基準に基づき説明を行った。この時の河原西区の関係権利者の数は、土地所有者が562人（805筆）、借地権者、借家人が856人であった。

（ウ）各関係権利者に対する神戸市からの説明や面談の内容については、交渉記録を作成しなかった。その理由は、関係権利者の数が膨大であったためと、神戸市からの説明がどの権利者も基本的に同様であったためである。

ただし、神戸市からの説明に関係権利者が異議を唱え、当該関係権利者の了解、承諾を得るのに時間を要すると見込まれるケースや関係権利者間の権利関係が錯綜し、複雑であるため、その調整に時間を要すると見込まれるケース等については、交渉記録を作成している。

交渉記録を作成するか否かについては、事業の規模、事業進捗の困難性、複雑性を考え合わせながら、決定している。

イ 審査会は、実施機関に対し本件交渉記録の存否及びその理由について事情聴取を行った。

（ア）実施機関によれば、本件請求後、河原西区において現存する関係権利者との交渉記録を調査したが、申立人との交渉記録は見出せなかった。申立人所有地の仮換地が行われたのは平成4年度であり、現存する平成4年度及びそれ以前の時期に作成された交渉記録には申立人との交渉記録は含まれていなかった。

なお、実施機関によれば、作成された交渉記録は、土地区画整理事業が最終的に換地され、清算が完了するまで保存され、途中で廃棄されることはない。

（イ）申立人との交渉記録が見出せなかったことの原因として、実施機関は、申立人に対して事業の内容、仮換地のしくみ、仮換地の位置、地積、形状等について説明を行った際、交渉が

難航するケースとは判断されなかったためであると主張する。

(ウ) 審査会は、実施機関に対し申立人の主張する復命書について、存否及びその理由を事情聴取した。

実施機関によれば、交渉記録を作成していない理由と同じ理由で作成していない、河原西区において現存する関係権利者との交渉記録を調査したが、申立人に対して説明を行ったことについての復命書は見出せなかった。

(エ) 審査会は、本件事情聴取において、その他、本件交渉記録が存在していることを伺わせる事実を確認することはできなかった。

(3) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成14年8月21日	-	* 諮問書を受理
平成14年9月13日	第149回審査会	* 審議
平成14年11月18日	-	* 実施機関から不存在理由説明書を受理
平成14年12月18日	-	* 異議申立人から不存在理由説明書に対する意見書を受理
平成15年3月28日	第152回審査会	* 実施機関の職員から不存在理由を聴取
平成15年4月17日	第153回審査会	* 審議
平成15年5月19日	第154回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成15年6月24日	第155回審査会	* 審議
平成15年7月7日	第156回審査会	* 審議
平成15年8月4日	第157回審査会	* 審議
平成15年8月25日	第158回審査会	* 審議
平成15年9月1日	第159回審査会	* 審議
平成15年9月30日	第161回審査会	* 審議
平成15年10月20日	第163回審査会	* 審議